

付 属 資 料

## 次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成16年7月13日

山手村告示第15号

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の基本理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、山手村の次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) その他行動計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、各種団体の役員、識見を有する者その他村長が必要と認める者で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成したとき終了する。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、委員会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 委員会は、必要があると認めたとき、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、山手村役場 住民課内におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 次世代育成支援行動計画策定委員名簿

役 職	所 属 団 体 名	氏 名
会 長	主任児童委員	風早 正恵
副会長	山手小学校保護者代表	三宅佐知子
委 員	山手幼稚園保護者代表	竹内美由紀
〃	栄養委員	山口 悦子
〃	愛育委員	高尾 紀子
〃	主任児童委員	小野 典子
〃	放課後児童会やまっこ	小野 知恵
〃	山手保育園（子育て支援センター）	小郷 直美
〃	子育てボランティア	原田久美子
〃	教育委員会（子育て支援ネットワーク）	小野 秀文
〃	やまて子育てサポートセンター	曾我 史子
〃	社会福祉協議会	劔持 美典
〃	総務課（交通・防犯）	高谷 直樹
〃	産業建設課（道路等）	鳥越 正裕
〃	環境保全課（公園等）	浅野 敏則
事務局	住民課	田尻 忠信
〃	住民課	守屋富美恵
〃	住民課	風早 一朗
〃	住民課	三宅 伸明
〃	住民課	大久保ますみ
〃	住民課	鳥井 佳奈

次世代育成支援行動計画策定委員会 会議経過

回数	開催日	会議の内容・結果
第1回	H16.5.18(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の目的と趣旨を説明。</li> <li>・振興局健康福祉部福祉振興課、蓬郷課長から計画策定等についての説明をしていただき、これからやっていく計画書づくりの内容と手順を具体的に説明する。</li> <li>・会長、副会長を選任する。 会長 風早正恵、副会長 三宅佐知子</li> <li>次回は、アンケート集計結果が出てから開催することに決まる。</li> </ul>
第2回	H16.8.25(水)	アンケートの集計結果及び山手村の子育て支援対策の現状についての説明と意見交換をする。次回は、10月上旬開催予定。
第3回	H16.10.12(火)	<p>計画書案づくりに向けての意見交換。 下記のテーマにより話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して子どもを育てるために必要な支援サービスは。</li> <li>・地域で子育てを支えるための子どもの居場所づくり、子育て支援ネットワークづくりは。</li> <li>・子どもが安全に育つ安心なむらづくりとは。</li> </ul>
第4回	H16.11.25(木)	<p>計画(素案)の内容を、4つの基本目標に沿って説明する。 ☆基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、子育てをしているすべての家庭を応援するために</li> <li>2、働きながら子どもを育てている人を応援するために</li> <li>3、親と子の学び方と育ちを応援するために</li> <li>4、子どもが安全に育つ安心なまちづくり</li> </ol> <p>次回の会議(12月15日)までに、内容を検討してもらい、質問・意見等を出してもらうことにした。</p>

第5回	H16.12.15(水)	計画(素案)の内容についての質問・意見を聞く。それにより計画書を修正する。計画書のPR方法は、広報紙へ掲載し、内容は小学校、村民センター、保健センター、社会福祉協議会、公正館、東風館へ計画書を備えつける。
第6回	H17.1.25(火)	計画の内容確認をし、完成とする。

## 特定14事業に係る目標事業量

事 業		平成16年度 実績（実施予定）	平成21年度 目標事業量
乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育（派遣型））	延派遣 回数	0 回	0 回
乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育（施設型））	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人
ファミリーサポート・センター 事業	箇所数	0ヶ所	0ヶ所
放課後児童健全育成事業	箇所数 定 員	1ヶ所 28人	1ヶ所 28人
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人
一時保育事業	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人
特定保育事業	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人
つどいの広場事業	箇所数	0ヶ所	1ヶ所
地域子育て支援センター事業	箇所数	1ヶ所	1ヶ所
通常保育事業	定 員	90人	90人
延長保育事業	定 員	1ヶ所	1ヶ所
休日保育事業	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人
夜間保育事業	箇所数 定 員	0ヶ所 0 人	0ヶ所 0 人

目標設定を行う事業についての用語解説を以下に記します。

定期的な保育事業	●通常保育事業	保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業
	●延長保育事業	やむをえない理由により延長保育が必要であると、あらかじめ延長保育利用児童として登録されている児童を、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等のため、午後6時を超えて保育所(園)を必要とする児童の保育を支援するための保育事業
	●夜間保育事業	午前11時から午後10時までの11時間開所を基本とする認可保育所
	●子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で原則として小学生を一時的に養育・保護する事業
	●休日保育事業	保護者が就労等により日曜・祝日等の休日において、保護者の就労、傷病及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。
	●放課後児童対策健全育成事業(放課後児童クラブ事業)	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全育成を図る事業をいう
一時預かり型事業	●乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	病気の回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業。対象は実施自治体に居住している病気の回復期にあるため集団保育等が難しい児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事情によって家庭で育児が困難な児童(小学校低学年児童を含む)であることが条件
	●子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故等により児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設等で小学生以下の児童を一時的に養育・保護する事業(自治体により若干スタイル形式が異なる)
	●一時保育事業	パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を支援するための保育事業。保育所に入所していない児童を週3日以下で専用の保育室で保育する国制度と、定員に空きのある保育園が受け入れる各自治体による制度がある
	●特定保育事業	親の就労形態の多様化(パートの増大等)に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービス
その他事業	●ファミリー・サポート・センター事業	人口5万人以上の市町村において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。現在ではサポートの対象は子を持つすべての家庭に広がっている
	●地域子育て支援センター	在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談等を直接あるいは専用電話で対応しているセンター
	●つどいの広場事業	主に乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、その機能を有する「つどいの広場」事業(平成14年度創設事業)
●乳児	満1歳に満たない者をいう(児童福祉法第4条)	
●幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者(児童福祉法第4条)	
●児童	満18歳に満たない者をいう(児童福祉法第4条)	

## 子育て支援ネットワーク協議会所属団体

団 体 名	事 業 内 容 等	所 管 課 等
やまて子育てサポートセンター	地域において育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方を会員として登録し、相互援助活動での一時預かりを実施している。	社会福祉協議会
やまて子育てボランティア	行政などの行事に無料託児を行っている。	社会福祉協議会
子育て支援センター	子育て不安に対する相談、指導や親子ともに友だちを作りたい人のため「なかよし広場」やサークル支援等を行っている。	山手保育園
主任児童委員	子どもの問題に関する相談・助言、行政機関との連絡を行っている。	住民課
愛育委員会	乳幼児健診の補助、母と子の支援を中心に、地域の健康づくり活動等を行っている。	住民課
保育園保護者会	山手保育園児の保護者が一体となり、園児の健全育成と児童福祉の増進につとめることを目的に活動している。	山手保育園
幼稚園PTA	山手幼稚園保護者及び教職員が一体となり、児童の福祉の増進、会員相互の研修、連絡等を図ることを目的に活動している。	山手幼稚園
小学校PTA	山手小学校保護者及び教職員が一体となり、より関係を密にし、家庭、学校、社会における児童の福祉の増進と児童の心身の健全な発達を図ること等を目的に活動している。	山手小学校
おはなしポケット(子育て支援グループ)	子育てサロンで、絵本の読み聞かせ活動を行っているボランティアグループ。	教育委員会
たんぼぼクラブ	就園前の乳幼児をもつ親が自主的に活動している子育てグループ。 月1回程度開催。	住民課 (保健センター)
子育てアドバイザー	子育て経験者を地域に1名ずつ配置して、身近なところで子育てやしつけの相談を受けている。	教育委員会

## 山手村が行っている子育て支援の内容

### ☆子育てについて学びたい、仲間づくりをしたい方

支 援 対 策	内 容 等	所管課及び連絡先
子育てサロン	毎月1回、子育て中の父母が集まって講話を聞いたり、情報交換をしている。仲間づくりにも最適です。	教育委員会 93-1241
妊産婦教室	毎月第2金曜日に妊婦とその家族、乳児の保護者を対象に、助産師、保健師、管理栄養士と一緒に、育児、離乳食など学んだり、母親同士の交流、仲間づくりができます。 年2回両親学級（パパママスクール）を開催している。	住民課 92-1241 保健センター 93-9834
育児教室	乳幼児の保護者を対象に、毎月第3金曜日に助産師、保健師、管理栄養士による育児に関するアドバイスや子どもと楽しい時間を過ごしながら、仲間づくりができます。	住民課 92-1241 保健センター 93-9834
ちびっこ広場	保健センターの一室を、子どもと一緒に気軽に遊びに来られるよう解放し、おもちゃや絵本を置いています。利用は、月～金曜日の8時30分から17時までです。	住民課 92-1241 保健センター 93-9834
たんぽぽクラブ	地域で自主的に活動している子育てグループ。就園前の乳幼児を持つ親が対象で、現在50人くらいの子どもと親が参加している。 月1回程度、レクリエーションや七夕会などをして親子で楽しんでいます。	保健センター 93-9834

## ☆子どもの世話の支援を受けたい方

支 援 対 策	内 容 等	所管課及び連絡先
保育園の運営	保護者が労働又は疾病により家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わって保育園での保育を実施します。保育時間は、7時から18時までです。	住民課 92-1241 山手保育園 93-4858
時間延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行っています。18時から19時までで、別に保育料が必要です。	住民課 92-1241 山手保育園 93-4858
やまて子育てサポートセンター	生後3ヶ月～10歳未満のお子様の保護者で、託児が必要になった時に、1時間600円でお預かりしています。託児時間は、7時から20時までです。	社会福祉協議会 93-5518
放課後児童会やまっこ	保護者が仕事などで家庭にいない小学校1～3年生を対象に、学童保育を小学校内の専用教室で行っています。13時から17時30分までで、日曜祝祭日年末年始を除く日に開設しています。保育料が必要です。	住民課 92-1241 放課後児童会 94-4070
子育てボランティア	行政等の行事に参加するため託児が必要になった時、無料で託児をしてくれるボランティアグループです。	社会福祉協議会 93-5518

## ☆子どもと体験活動がしたい方

支 援 対 策	内 容 等	所管課及び連絡先
子育て支援センター	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等子育て家庭に対する育児支援を行っています。	山手保育園 93-4853
絵本の読み聞かせ	子育てサロンの時に保健センターで、ボランティアグループ「おはなしポケット」による絵本の読み聞かせをしています。絵本の情報交換もしています。	教育委員会 93-1241
チャレンジクラブ	毎月第2土曜日を中心に、体験活動をしています。小学校3年生以下は親子で参加してください。中学生も参加できます。	教育委員会 93-1241
保健センター	パソコンと卓球台を設置しています。月曜～金曜日の8時30分から17時まで利用できます。 ただし、卓球台の使用については、保健センターの部屋が空いているかどうかを、必ず確認してください。	住民課 92-1241 保健センター 93-9834

## ☆子育ての相談をしたい方

支 援 対 策	内 容 等	所管課及び連絡先
教育相談	園児、児童、生徒の教育についての悩みがある方は、ご相談してください。電話等で相談員が対応します。	教育委員会 93-1241
健康相談・育児相談	保健師、管理栄養士、助産師、愛育委員が、妊婦及び新生児、乳幼児の家庭を対象に、訪問指導や電話相談等を行っています。	保健センター 93-9834
育児相談	子育てについてのさまざまな相談を、月曜～金曜日 13時から16時まで、保育士がお受けしています。	山手保育園 子育て支援センター 93-4853
主任児童委員	子どもの問題に関する相談、助言、行政機関との連絡を行っています。	住民課 風早正恵 92-8072 小野典子 93-2102
子育てアドバイザー	子育て経験者を地域に1名ずつ配置して、身近なところで子育てやしつけの相談を受けています。 西郡 田中悦子 93-1200 片山 剣持真左子 94-0895 岡谷 友野貞美 92-1184 西坂台 藤井祐子 93-2529 平山 根馬八寿子 92-1845 宿 高谷美智子 92-2162	教育委員会 93-1241